

国保再編・統合推進委員会設置要領

1 趣旨

国民健康保険の再編・統合については、「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」(平成15年3月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、都道府県と市町村が連携しつつ、保険者の再編・統合を計画的に進め、広域連合等の活用により、都道府県においてより安定した保険運営を目指すこととされたところである。

今後、基本方針に沿って国民健康保険の再編・統合を円滑に進めるためには、都道府県と市町村が連携して、広域連合等を活用した再編・統合計画を都道府県ごとに策定した上で、再編・統合を進めていくことが重要である。

このような状況を踏まえ、当該計画の策定に資するよう、その基準となるガイドラインを策定することとし、そのための関係者による国保再編・統合推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、検討を行う。

2 構成

委員会は、地方三団体（全国知事会、全国市長会及び全国町村会）、国民健康保険中央会、総務省、厚生労働省等から構成し、メンバーは別紙のとおりとする。

3 検討事項

(1) 委員会においては、次に掲げる事項を検討する。

- ① 国、都道府県及び市町村の役割
- ② 望ましい保険者の姿
- ③ 保険者の広域化に際しての問題点の解決策
- ④ 再編・統合計画の策定手順
- ⑤ その他

(2) 委員会は、上記事項について検討を行い、平成15年中を目途にガイドラインを策定するものとする。

4 運営

(1) 委員会の議事は、別に委員会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

(2) 委員会の庶務は、厚生労働省保険局国民健康保険課において行う。

別紙

全国知事会調査第一部長	石上 卓
全国市長会社会文教部長	猪塚 光明
指定都市事務局長	浜崎 真人
全国町村会行政部長	高橋 則一
(社) 国民健康保険中央会審議役	田中 一哉
総務省自治行政局行政課長	久元 喜造
総務省自治財政局調整課長	原 正之
厚生労働省保険局国民健康保険課長	原 勝則